

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第26号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則
香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表1（第2条、第6条関係）				別表1（第2条、第6条関係）			
出先機関及び代決者				出先機関及び代決者			
出先機関名		代決者		出先機関名		代決者	
		第1順位	第2順位			第1順位	第2順位
略				略			
環境森林部	略	香川県西部林業事務所	<u>次長</u>	環境森林部	略	香川県西部林業事務所	<u>あらかじめ所長が指定する職員</u>
略				略			
農政水産部	香川県農業試験場	副場長	<u>主管課長</u>	農政水産部	香川県農業試験場	副場長	<u>試験研究及び調査研究に関する事務についてはあらかじめ場長が指定する研究主幹、その他の事務については総務課長</u>
略				略			
土木部	略	香川県高松土木事務所	次長	土木部	略	香川県高松土木事務所	次長
			主管課長				主管課長（ <u>椋川ダム建設事業に係る事務については、椋川ダム建設事務所長</u> ）
		香川県中讃土木事務所	次長			香川県中讃土木事務所	次長
			<u>主管課長（長柄ダム再開発事業に係る事務については、長柄ダム再開発事務所長）</u>				主管課長
略				略			
備考略				備考略			
別表2（第3条、第4条関係）				別表2（第3条、第4条関係）			
出先機関共通決裁事項				出先機関共通決裁事項			
関係事務	事項	所長等委任	決裁区分 所長等 課長等	関係事務	事項	所長等委任	決裁区分 所長等 課長等
1 一般関係事務	(1)～(23) 略			1 一般関係事務	(1)～(23) 略		
	備考 1～5 略 6 小豆総合事務所農業改良普及課長及び小豆総合事務所家畜保健衛生室長は、小豆総合事務所長に委任された(4)から(9)ま				備考 1～5 略 6 小豆総合事務所農業改良普及課長及び小豆総合事務所家畜保健衛生室長は、小豆総合事務所長に委任された(4)から(9)ま		

	で、(11)及び(13)の事項を、 <u>専決するものとする。</u>
2・3 略	
4 建設工事執行 関係事務	(1)～(9) 略 備考 1・2 略 3 小豆総合事務所の用地管理課（土木部の所掌する事業の施行に係るものに限る。）、道路課及び河川港湾課の事務に関し所長を補佐する次長（以下「土木担当次長」という。）は、小豆総合事務所長に委任された(1)（1件3,000万円未満の工事に限る。）及び(3)から(9)までの事項を、 <u>専決するものとする。</u>
5・6 略	
7 財務関係事務	(1)～(26) 略 備考 1・2 略 3 (1) (6)の事項のうち、香川県会計規則別表第2所の出納員（県外出納員を除く。）の項に規定する支出負担行為に関する確認に係るもの及び支出の命令をすることについては、 <u>所以外の出先機関の長は、所長等の決裁することのできる事項のうち所長等があらかじめ指定したものを専決することができる。</u> (2) 第4条第5項の規定は、前号の規定により所以外の出先機関の長が専決することができる事項を指定した場合において準用する。 4 土木担当次長は、小豆総合事務所長に委任された(6)及び(13)の事項のうち、土木部の所掌する事業の施行に係るもので、1件500万円未満の委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、1件5,000万円未満の公有財産購入費並びに1件5,000万円未満の補償、補填及び賠償金に係るものを、 <u>専決するものとする。</u>

	で、(11)及び(13)の事項を、 <u>常時、所長に代わって決裁するものとする。</u>
2・3 略	
4 建設工事執行 関係事務	(1)～(9) 略 備考 1・2 略 3 小豆総合事務所の用地管理課（土木部の所掌する事業の施行に係るものに限る。）、道路課及び河川港湾課の事務に関し所長を補佐する次長（以下「土木担当次長」という。）は、小豆総合事務所長に委任された(1)（1件3,000万円未満の工事に限る。）及び(3)から(9)までの事項を、 <u>常時、所長に代わって決裁するものとする。</u>
5・6 略	
7 財務関係事務	(1)～(26) 略 備考 1・2 略 3 土木担当次長は、小豆総合事務所長に委任された(6)及び(13)の事項のうち、土木部の所掌する事業の施行に係るもので、1件500万円未満の委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、1件5,000万円未満の公有財産購入費並びに1件5,000万円未満の補償、補填及び賠償金に係るものを、 <u>常時、所長に代わって決裁するものとする。</u>

別表3（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所の個別決裁事項

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等
略						
環境 森林 課	1 大気汚染 防止法関係 事務（県が 環境保全協 定等を締結 した事業場 に係る事務 を除く。）	(1) ばい煙発生施設等の設置の届出を受けること。（法6条1項、17条の5第1項、18条の6第1項、18条の28第1項）	略			
		(2) 一の施設がばい煙発生施設等となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受けること。（法7条1項、17条の6第1項、				

別表3（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所の個別決裁事項

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等
略						
環境 森林 課	1 大気汚染 防止法関係 事務（県が 環境保全協 定等を締結 した事業場 に係る事務 を除く。）	(1) ばい煙発生施設等の設置の届出を受けること。（法6条1項、17条の5第1項、18条の6第1項、18条の23第1項）	略			
		(2) 一の施設がばい煙発生施設等となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受けること。（法7条1項、17条の6第1項、				

法…大気汚染防止法 省…大気汚染防止法施行規則	18条の7第1項、 <u>18条の29第1項</u>				
	(3) ばい煙発生施設等の構造等の変更の届出を受けること。(法8条1項、17条の7第1項、18条の6第3項、 <u>18条の30第1項</u>)				
	(4)～(9) 略				
	(10) <u>解体等工事に係る調査の結果の報告を受けること。(法18条の15第6項)</u>	○	○		
	(11) 略				
(12) (11)の届出をした者に対し、特定建築材料の除去等又は特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずること。(法18条の18第1項・2項)	略				
(13)・(14)					
2～13 略					
略					

法…大気汚染防止法 省…大気汚染防止法施行規則	18条の7第1項、 <u>18条の24第1項</u>				
	(3) ばい煙発生施設等の構造等の変更の届出を受けること。(法8条1項、17条の7第1項、18条の6第3項、 <u>18条の25第1項</u>)				
	(4)～(9) 略				
	(10) 略				
	(11) (10)の届出をした者に対し、特定建築材料の除去等又は特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずること。(法18条の18第1項・2項)	略			
(12)・(13)					
2～13 略					
略					

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～4 略

5 県税事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 地方税法関係 事務(特別法人 事業税及び特別 法人事業譲与税 に関する法律に 係る事務を含む。)	(1)～(11) 略			
	(12) 法人税に係る確定申告書の提出期限の延長等の届出を受け、並びにその旨を関係都道府県知事及び関係市町長に通知すること。(法53条61項から63項まで)	略		
法…地方税法 政…地方税法施 行令 条…香川県税条 例 規…香川県税条 例施行規則	(13)～(36) 略			
2～7 略				

6～8 略

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～4 略

5 県税事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 地方税法関係 事務(特別法人 事業税及び特別 法人事業譲与税 に関する法律に 係る事務を含む。)	(1)～(23) 略			
	(12) 法人税に係る確定申告書の提出期限の延長等の届出を受け、並びにその旨を関係都道府県知事及び関係市町長に通知すること。(法53条40項から43項まで)	略		
法…地方税法 政…地方税法施 行令 条…香川県税条 例 規…香川県税条 例施行規則	(13)～(36) 略			
2～7 略				

6～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分				
				所長等	課長等			
略								
環境 管理 室	1 大気汚染 防止法関係 事務（県が 環境保全協 定等を締結 した事業場 に係る事務 を除く。） 法…大気汚 染防止 法 省…大気汚 染防止 法施行 規則	(1) ばい煙発生施設等の設置の届出 を受けること。（法6条1項、17条 の5第1項、18条の6第1項、 <u>18条 の28第1項</u> ）	略					
		(2) 一の施設がばい煙発生施設等と なった場合に、当該施設の設置者等 から届出を受けること。（法7条1 項、17条の6第1項、18条の7第1 項、 <u>18条の29第1項</u> ）						
		(3) ばい煙発生施設等の構造等の変 更の届出を受けること。（法8条1 項、17条の7第1項、18条の6第3 項、 <u>18条の30第1項</u> ）						
		(4)～(9) 略						
		(10) <u>解体等工事に係る調査の結果の 報告を受けること。（法18条の15第 6項）</u>	○				○	
		(11) 略						
		(12) (11)の届出をした者に対し、特 定建築材料の除去等又は特定粉じん 排出等作業の方法に関する計画の変 更を命ずること。（法18条の18第1 項・2項）	略					
(13)・(14) 略								
2～11 略								

10 略

11 子ども女性相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 略				
2 児童虐待の防 止等に関する法 律関係事務 法…児童虐待の 防止等に関	(1)～(6) 略	略		
	(7) 児童虐待を行った保護者に対し、 指導を受けるよう勧告し、又は必要な 措置を講ずること（法11条4項・5項）			

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分				
				所長等	課長等			
略								
環境 管理 室	1 大気汚染 防止法関係 事務（県が 環境保全協 定等を締結 した事業場 に係る事務 を除く。） 法…大気汚 染防止 法 省…大気汚 染防止 法施行 規則	(1) ばい煙発生施設等の設置の届出 を受け、及びその受理書を交付する こと。（法6条1項、17条の5第1 項、18条の6第1項、 <u>18条の23第1 項</u> ）	略					
		(2) 一の施設がばい煙発生施設等と なった場合に、当該施設の設置者等 から届出を受け、及びその受理書を 交付すること。（法7条1項、17条 の6第1項、18条の7第1項、 <u>18条 の24第1項</u> ）						
		(3) ばい煙発生施設等の構造等の変 更の届出を受け、及びその受理書を 交付すること。（法8条1項、17条 の7第1項、18条の6第3項、 <u>18条 の25第1項</u> ）						
		(4)～(9) 略						
		(10) 略						
		(11) (10)の届出をした者に対し、特 定建築材料の除去等又は特定粉じん 排出等作業の方法に関する計画の変 更を命ずること。（法18条の18第1 項・2項）	略					
		(12)・(13) 略						
2～11 略								

10 略

11 子ども女性相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 略				
2 児童虐待の防 止等に関する法 律関係事務 法…児童虐待の 防止等に関	(1)～(6) 略	略		
	(7) 児童虐待を行った保護者に対し、 指導を受けるよう勧告し、又は必要な 措置を講ずること（法11条3項・4項、 <u>16条1項・2項</u> ）			

する法律	(8) 児童の施設入所等の措置を解除しようとするときに、児童福祉司等の意見を聴くこと。(法13条1項)
	(9) 児童の施設入所等の措置等を解除するときに、その保護者に対し、必要な助言を行い、又は必要な助言に係る事務を委託すること。(法13条2項・3項)
	(10) 児童の施設入所等の措置等を解除するとき又は児童が一時的に帰宅するときに、当該児童の安全の確認を行い、又はその保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うこと。(法13条の2)
(11) 児童の住所等への立入り等又は児童虐待を受けた児童の一時保護の実施状況等について児童福祉審議会に報告すること。(法13条の5)	

する法律	(8) 児童の施設入所等の措置を解除しようとするときに、児童福祉司等の意見を聴くこと。(法13条1項、 <u>16条1項</u>)
	(9) 児童の施設入所等の措置等を解除するときに、その保護者に対し、必要な助言を行い、又は必要な助言に係る事務を委託すること。(法13条2項・3項、 <u>16条2項</u>)
	(10) 児童の施設入所等の措置等を解除するとき又は児童が一時的に帰宅するときに、当該児童の安全の確認を行い、又はその保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うこと。(法13条の2、 <u>16条2項</u>)
(11) 児童の住所等への立入り等又は児童虐待を受けた児童の一時保護の実施状況等について児童福祉審議会に報告すること。(法13条の5、 <u>16条2項</u>)	

12 子ども女性相談センター西部子ども相談センター

関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
			所長等	課長等
1	略			
2 児童虐待の防止等に関する法律関係事務 法…児童虐待の防止等に関する法律	(1)～(6) 略	略		
	(7) 児童虐待を行った保護者に対し、指導を受けるよう勧告し、又は必要な措置を講ずること(法11条4項・5項)			
	(8) 児童の施設入所等の措置を解除しようとするときに、児童福祉司等の意見を聴くこと。(法13条1項)			
	(9) 児童の施設入所等の措置等を解除するときに、その保護者に対し、必要な助言を行い、又は必要な助言に係る事務を委託すること。(法13条2項・3項)			
	(10) 児童の施設入所等の措置等を解除するとき又は児童が一時的に帰宅するときに、当該児童の安全の確認を行い、又はその保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うこと。(法13条			

12 子ども女性相談センター西部子ども相談センター

関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
			所長等	課長等
1	略			
2 児童虐待の防止等に関する法律関係事務 法…児童虐待の防止等に関する法律	(1)～(6) 略	略		
	(7) 児童虐待を行った保護者に対し、指導を受けるよう勧告し、又は必要な措置を講ずること(法11条3項・4項、 <u>16条1項・2項</u>)			
	(8) 児童の施設入所等の措置を解除しようとするときに、児童福祉司等の意見を聴くこと。(法13条1項、 <u>16条1項</u>)			
	(9) 児童の施設入所等の措置等を解除するときに、その保護者に対し、必要な助言を行い、又は必要な助言に係る事務を委託すること。(法13条2項・3項、 <u>16条2項</u>)			
	(10) 児童の施設入所等の措置等を解除するとき又は児童が一時的に帰宅するときに、当該児童の安全の確認を行い、又はその保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うこと。(法13条			

	の2) (11) 児童の住所等への立入り等又は児童虐待を受けた児童の一時保護の実施状況等について児童福祉審議会に報告すること。(法13条の5)
--	--

	の2、16条2項) (11) 児童の住所等への立入り等又は児童虐待を受けた児童の一時保護の実施状況等について児童福祉審議会に報告すること。(法13条の5、16条2項)
--	--

13～27 略

13～27 略

28 家畜保健衛生所

28 家畜保健衛生所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～5 略				
6 家畜伝染病予防法関係事務 法…家畜伝染病予防法 省…家畜伝染病予防法施行規則	(1)・(2) 略			
	(3) 家畜に検査等を行った旨のらく印等の標識を家畜防疫員に付させること。(法7条、31条3項)	略		
	(4) 家畜に検査等を行った旨の証明書を交付すること。(法8条)	○	○	
	(5)～(14) 略			
7・8 略				
9 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律 関係事務 法…畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律 省…畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律 施行規則	(1) 畜舎建築利用計画又はその変更認定申請書を受けること。(法3条1項、4条1項)	○	○	
	(2) 認定畜舎等の建築等の工事完了届出を受けること。(法6条1項)	○	○	
	(3) 工事完了届出前における認定畜舎等の仮使用の認定申請書を受けること。(法6条2項ただし書)	○	○	
	(4) 譲渡及び譲受け、合併又は分割により、認定計画実施者としての地位を承継することの認可申請書を受けること。(法10条1項から3項まで)	○	○	
	(5) 敷地と道路の関係について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない認定申請書を受けること。(省48条2項)	○	○	

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～5 略				
6 家畜伝染病予防法関係事務 法…家畜伝染病予防法 省…家畜伝染病予防法施行規則	(1)・(2) 略			
	(3) 家畜に検査等を行った旨のらく印等の標識を家畜防疫員に付させること。(法7条、31条2項)	略		
	(4)～(13) 略			
7・8 略				

29～32 略

29～32 略

附 則
この規則は、令和4年4月1日から施行する。